

教育委員会会議 平成25年6月定例会 会議録

(16:30)

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第15条2項の規定による。

4. 前会会議録の承認

全員賛成

非公開事案の採決

議事の前に、6. 議事(1)議案、
、
、
、
は津山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定に該当するとして、(1)議案は津山市教育委員会会議規則第13条第4項の規定に該当するとして、以上6件の非公開を全員一致で可決承認。

5. 教育長等の報告

今回は該当なし。

6. 議事

(1) 議案

学校給食充実のための懇談会設置要綱の制定について(保健給食課)

概要説明

学校給食充実のための懇談会の設置にあたり要綱を制定するもの。給食経営全般について、学識経験者など外部委員を入れた懇談会を設置し、学校給食の充実を図るために広く意見を聞き、点検・検証するもの。外部委員は、学識経験者として、美作大学短期大学部の栄養学科准教授を1名、小・中学校の校長をそれぞれ1名ずつ、栄養教諭等栄養関係職員を2名、小・中学校のPTA代表5名の計10名とし、必要に応じて委員以外からも意見を聞くこととするもの。学校給食のさらなる資質の向上や運営に関すること、食に関する指導や食教育に関することなど、学校給食をより効果的かつ効率的に実施するとともに、学校給食の安全性の確保及び食教育の充実と将来にわたる学校給食のあり方について、年3回程度、意見交換を行うもの。委員への報酬は、原則として無報酬とし、任期は1年。現在、7月の開催に向けて準備を進めており、学校給食の一層の充実に向けた懇談会にしたいと考えているので、よろしくお願ひします。

全員の挙手により原案どおり可決承認

(2) 報告

市議会6月定例会の質問答弁について(各課)

概要説明

一括して説明。6月3日から開催された6月定例会市議会が本日6月25日をもって閉会した。教育委員会関係の12工事議案と予算案は原案通り可決された。本会議中にあった答弁の発言内容の一覧を資料25ページから各部ごとに掲載。各部で大きなものとして、学校教育部では、教育再生実行会議の提言も含めて、教育委員会制度が形骸化していないかというご指摘に対して、活発な議論が行えるよう会議の持ち方を工夫して運営しているという答弁をしている。これは協議会等を利用して教育委員会会議に向け、不足する部分は事前に十分議論しながら進めていることを説明している。また、生涯学習部では、美術館構想委員会を立ち上げる構想はないかとのご質問に対し、現在、本市には津山郷土博物館、津山文化センター等多くの文化施設がある。各施設の諸課題も含め、美術館構想についても、検討するため、仮称「津山市文化施設検討懇談会」を立ち上げていきたいと答弁している。次に、こども保健部では、懸案であった一宮保育所の移転場所等について回答している。移転場所としては、グリーンヒルズ津山の敷地内が最適地と考え、移転新築していきたいと考えていると答弁した。最後に、都市建設部では、苅

田家町屋敷群の整備について、一体的に整備する方向で、有識者・観光協会・商工会議所・地元関係者等のメンバーで構成された「津山市町並み保存活用検討会議」を設置し、利活用策を検討しているところであると答弁した。

給食費の未納について（保健給食課）

概要説明

学校給食費の未納について、資料で平成 20 年度以降の年度ごとの推移を示している。昨年度（平成 24 年度）は新たに小・中学校合わせて 99 世帯、115 名、2,534,568 円の未納金が発生している。なお、昨年度の給食費総額が約 4 億 8 千万円であったので 0.5%程度の未納率となっている。今後も学校単位による地道な納付指導等により、未納金額はこの半分以下に圧縮され、最終的には未納率が 0.25%程度まで減少するものと考えている。しかし、年々、未納額の累積は膨らんでおり、学校給食費の未納対策が急務であることに変わりはない。本年 3 月には、平成 22 年以来 2 回目となる支払督促の申立てを行う等、理由なき未納者に対しては法的措置をもって厳しく対応していく。この支払督促については、民事訴訟法に定められる督促手続きであり、未納となっている給食費の請求について、市の申立てにより、裁判所から「支払督促」と呼ばれる督促状を発布する手続きである。2 週間以内に未納者から異議の申立てがなければ、市の申立てにより裁判所は支払督促に「仮執行宣言」を付し、さらに 2 週間以内に異議の申立てがなければ、当該支払督促は確定判決と同一の効力を有することとなり、財産の強制執行等の手続きに移行することが可能となるもの。今後も、こうした法的措置をとるかたちで学校給食費の未納対策を進めていきたいと考えている。

津山市公民館活動推進協議会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

津山市公民館条例施行規則第 2 条の 3 及び津山市公民館活動推進協議会設置要領に基づき、津山市公民館活動推進協議会委員 12 名を委嘱し、11 名を解嘱したので報告するもの。委嘱期間は、平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までが 5 名、平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までが 6 名、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までが 1 名。解嘱は、平成 25 年 4 月 30 日が 4 名、平成 25 年 5 月 31 日が 6 名、平成 25 年 6 月 30 日が 1 名。解嘱人数より委嘱人数が 1 名多いのは、城西公民館の委員である。これは、委員の定数は無いため、各公民館の必要に応じた設定となるため。

（非公開）

削除

7. その他

(1) 各課からの報告

津山市子どもまつりの開催について（生涯学習課）

概要説明

津山市子どもまつり実行委員会の主催により、7 月 15 日(月・海の日)に、アルネ津山 4 階 地域交流センター及び津山市立図書館にて、津山市子どもまつりが開催される。こともたちが、一緒に遊び、楽しめる各種イベントを計画しているので、たくさんの参加をお待ちしています。

学校支援ボランティア研修会（兼）放課後子ども教室指導者研修会の開催について（生涯学習課）

概要説明

津山市教育委員会、津山市教育協議会ほかの主催により、ボランティア、コーディネータ、教職員、PTA等を対象に 7 月 22 日(月)、津山市中央公民館にて「響け者への道」～子どもの時間に関わる大人として～と題して研修会を開催する。なお、今回は、津山市家庭教育支援研修会、社会教育関係者研修会を兼ねて実施するもの。

日独スポーツ少年団交流ドイツ団受入について（スポーツ課）

概要説明

第 40 回 日独スポーツ少年団同時交流受入事業を岡山県が受入れ、津山市が 7 月 26 日(金)から 7 月 30 日(火)までの期間、ドイツ団の団長 1 名、団員 9 名、通訳 1 名を受入れる。この期間中に、津山市

スポーツ少年団と香川県土庄町スポーツ少年団との交流事業があるので、そちらへ同行し参加する。また、団員の年齢構成が16～18歳であるので、岡山県立津山商業高等学校でクラブ活動を体験する予定。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議7月定例会を、平成25年7月23日(火)午後2時から開催。
全員賛成により決定。

8. 閉会

(17:30)